

リース契約等にかかる消費税の取扱いについて

改正消費税法(※)が2019年10月1日から施行予定されていることに伴い、リース契約等にかかる消費税の取扱いについて、下記の通りとなりますのでご確認ください。

(※)「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

記

ご契約の種類	消費税の取扱い
2008年3月31日以前にご契約頂いた ファイナンス・リース契約	施行日以降も引き続き現在の消費税率(5%)が適用されます。
2008年4月1日以降にご契約頂いた ファイナンス・リース契約	施行日以降も引続き現在の消費税率(5%、8%)が適用されます。 ※検収(リース開始)が施行日以降となるご契約は、新税率(10%) が適用されます。
オペレーティング・リース契約	施行日以降にお支払日が到来するリース料は、新税率(10%) が適用されます。(注1)
再リース契約	施行日以降にお支払日が到来する再リース料は、新税率(10%) が適用されます。
割賦販売契約	施行日以降も引続き現在の消費税率(5%、8%)が適用されます。 ※検収(割賦開始)が施行日以降となるご契約は、新税率(10%) が適用されます。

(注1)オペレーティング・リース契約に関し、前払い頂いているご契約については、施行日以降のリース料の消費税には新税率(10%)が適用される為、差額請求予定です。

※2019年5月末日時点で継続中のご契約(課税対象契約)の施行日以降の消費税の取扱いについては、お客様毎にご案内文書を郵送させて頂いておりますので、ご確認ください。

以上